



～災害時に備えて～ 避難行動要支援者名簿を活用した支援について

小山市福祉総務課 福祉管理係(電話:22-9612)

小山市では、災害発生時に自力で避難することが難しい高齢者や障がいをお持ちの方など「避難行動要支援者」が災害時に迅速に避難できるよう、自身による日頃の備えをしていただくとともに、可能な限り地域の皆様のご協力をいただき、被害を最小限にしていけるための共助の仕組みを地域の皆様と作りたいと考えています。

避難行動要支援者名簿について

災害対策基本法により、地震や風水害など大規模な災害が発生した場合に安否確認ができるよう、市が備えている名簿です。

《名簿に登録される方の範囲》

- ①介護保険の要介護3以上 ②身体障害者手帳1級・2級 ③療育手帳Aの判定
- ④精神保健福祉手帳1級 ⑤障がい福祉サービスを受けている指定難病患者
- ⑥75歳以上の1人暮らしや高齢者のみの世帯

避難行動要支援同意者名簿について

「避難行動要支援者名簿」の登録者のうち、平常時から避難支援等関係者(消防、民生委員、自治会、自主防災組織等)への名簿情報の提供に同意した方々の名簿です。

担当地域の民生委員が、日常の見守り活動にも使用している「災害時見守り情報個別票」に、同意の意思や登録に必要な情報を記載していただいております。



《名簿に登録される方の範囲》

上記①～⑥に該当する方々に加え、

- ⑦避難支援が必要で、登録を希望する方も該当になります。

(ただし施設・病院等に入所・入院されている方は対象となりません)

《登録に必要な情報》

住所、氏名、性別、生年月日、医療・介護等利用情報、緊急連絡先(家族・親族等)、近隣の協力者等、その他支援を必要とする事柄

※ 名簿情報は大切な個人情報ですので、避難支援等関係者と取扱いに関する協定を結び、目的以外には使用いたしません。

注意

避難行動要支援者への支援は、名簿に登録することによって、災害時の避難支援を保証するものではなく、地域の支援者等による任意の協力になります。また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導に関して、その責任を負うものではありません。